

19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定に関するQ&Aについて

Q1 なぜ19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について年間収入の要件を変更するのか。また、なぜ配偶者は今回の変更の対象とならないのか。

A1 令和7年度税制改正大綱において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から年齢19歳以上23歳未満の親族等(子、弟妹、孫等)を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われることとなったことを踏まえ、当該税制改正の趣旨との整合性を図る観点から19歳以上23歳未満の者の被扶養者認定の要件を見直すこととしたものです。

特定扶養控除の対象者は、年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者を除く。)となるため、配偶者は被扶養者の収入要件変更の対象になりません。

Q2 年齢要件(19歳以上23歳未満)についてはいつの時点で判定するのか。

A2 その年の12月31日現在の年齢で判定します。

なお、民法の期間に関する規定を準用するため、年齢は誕生日の前日に加算することから、誕生日が1月1日である者は12月31日において年齢が加算されます。

(参考)

18歳の誕生日を迎える年

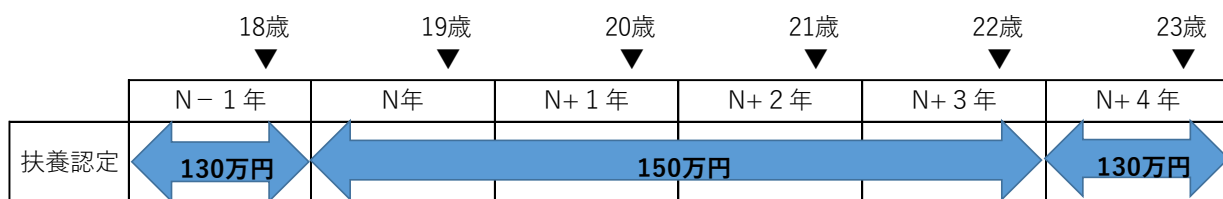
収入要件は原則年額130万円未満、月額108,334円未満、日額3,612円未満

19歳の誕生日を迎える年から22歳の誕生日を迎える年

収入要件は原則年額150万円未満、月額125,000円未満、日額4,167円未満

23歳の誕生日を迎える年以降

収入要件は原則年額130万円未満、月額108,334円未満、日額3,612円未満



※19歳に到達する年をN年としています。

Q3 12月31日に19歳の誕生日を迎える者(組合員の配偶者を除く。)は、認定日時点で18歳であっても、収入要件は、年額150万円未満、月額125,000円未満、日額4,167円未満でよいか。

A3 制度改正後の収入要件で問題ありません。

Q4 令和7年10月1日以降の届出で、令和7年10月1日より前に遡って認定する場合、19歳以上23歳未満の被扶養者(組合員の配偶者を除く。)の収入の要件はいくらになるか。

A4 認定日が適用日前となるため、収入の要件は年額130万円(月額108,334円、日額3,612円)未満となります。

Q5 令和7年12月31日時点で19歳以上23歳未満の被扶養者(組合員の配偶者を除く。)の、収入要件の考え方はどうなるか。

A5 令和7年9月までの収入要件は、
年額130万円未満、月額108,334円未満、日額3,612円未満、
令和7年10月以降の収入要件は、
年額150万円未満、月額125,000円未満、日額4,617円未満です。

Q6 19歳以上23歳未満(組合員の配偶者を除く。)で収入超過により取り消しになった者が、制度改正の適用により収入が限度内となれば、再認定となるか。

A6 適用日以降、年額150万円未満、月額125,000円未満、日額4,167円未満であれば、適用日以降、再度認定することができます。特別認定の手続きを行ってください。

Q7 制度改正の適用により認定されていた被扶養者が、23歳となる年の初日(1月1日)に収入要件が年額150万円、月額125,000円、日額4,167円を超える場合は、認定取消となるか。

A7 認定取消となります。取消の手続きを行ってください。

Q8 19歳以上23歳未満の被扶養者(組合員の配偶者を除く。)で、給与所得以外の恒常的な収入(事業所得、株、不動産所得等)がある場合も、制度改正の適用になるか。

A8 制度改正の適用となります。

Q9 19歳以上23歳未満の被扶養者(組合員の配偶者を除く。)の収入が、事業主の人手不足等の事情に伴う一時的な収入変動により150万円を超えた場合は、どうなるか。

A9 「「年収の壁・支援強化パッケージ」における、事業主の証明書による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて(令和5年12月13日付け公共神第187号)」等に基づく事業主証明により認定を継続することが可能です。なお、同一の被扶養者が事業主証明により認定を継続できるのは、2回までです。

Q10 19歳以上23歳未満の被扶養者(組合員の配偶者を除く。)の収入が、年額130万円、月額108,334円、日額3,612円を超えたため、扶養手当の支給が停止となった。

年額150万円未満、月額125,000円未満、日額4,617円未満である場合、被扶養者の認定は継続できるか。

A10 継続できます。継続認定(一般認定から特別認定へ変更)の手続きを行ってください。